

## 河川占用申請書に添付する写真についての注意点

①河川占用申請書に添付する写真は、すべて最新の状態を撮影したものとしてください。稀に不明瞭なものが添付されている場合があります。占用申請には明瞭かつ最新の写真を添付する必要がありますので、下記を参考として写真を添付してください。

○1年中栈橋・繫留場を設置している場合

設置している物件が明瞭にわかるように撮影し、書類に添付してください。

○1年のうち、限られた期間だけ栈橋・繫留場を設置している場合

設置している期間内に撮影したものを添付してください。もし今回の撮影時に設置していなければ、今回の申請時には現状を撮影したものを添付してください。また、写真の台紙等に設置している期間を明示してください。

なお、次回以降の申請時には設置されている状態を撮影したものを添付して頂く必要があります。設置している状況を今年の設定期間中に撮影し、次回申請時に添付してください。

○許可申請は行うが、1年中栈橋・繫留場を設置していない場合

申請時の占用地の状態を撮影し書類に添付してください。また、1年中設置していない旨を写真の台紙等に記入してください。

②許可済ステッカーを貼付した状況を撮影した写真を添付してください。

平成22年1月5日付富東建第9486号にてステッカーの貼付をお願いしております。貼付された状況を撮影し添付してください。

物件を設置していない場合は、ステッカーの写真を添付する必要はありません。

写真が不明瞭な場合や、設置の状況が確認できない場合、継続的に許可になっている形状と異なる栈橋が設置されている場合などが確認されると、継続占用が許可にならないこともありますのでご注意ください。